

令和 8 年第 6 回各務原市教育委員会会議録

日時 令和 8 年 5 月 1 3 日（水）

午後 3 時 0 0 分開会

午後 4 時 0 0 分閉会

場所 産業文化センター 8 階第 1 特別会議室

1 出席委員

教育長 丹羽 章、委員 大友 克之、委員 大堀 憲、委員 林 ゆり、
委員 小島 聡太郎、委員 松原 裕子

2 出席職員

（教育委員会事務局）

事務局長 田中 眞、次長兼少年自然の家所長 永井 聡、
次長兼スポーツ課長 飯沼 利行、教育総務課長 長縄 睦、
教育施設整備推進課長 福手 芳尚、教育施設管理課長 仲村 由紀、
学校教育課長 加藤 大志、青少年教育課長 神田 香里、文化財課長 戸崎 憲一、
中央図書館長 岩田 寛子、学校給食センター所長 片桐 章雄

3 会議の書記

教育総務課 教育政策係長 西部 太輔、教育総務課 主事 河合 駿英

4 会議に付した案件

議第 2 4 号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事

議第 2 5 号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事

議第 2 6 号 議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関する事

議第 2 7 号 各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画の改定について

報第 1 2 号 人事に関する事

報第 1 3 号 (専決処分の承認)各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱又は任命
について

報第 1 4 号 (専決処分の承認)各務原市教育支援員会委員の委嘱又は任命について

報第 1 5 号 (専決処分の承認)各務原市教育センター運営委員会委員の委嘱について

報第 1 6 号 (専決処分の承認)各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

報第 1 7 号 (専決処分の承認)各務原市少年センター補導委員の委嘱について

報第 1 8 号 (専決処分の承認)各務原市図書館協議会委員の任命について

報第 1 9 号 (専決処分の承認)各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

報第 2 0 号 (専決処分の承認)各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

報第 2 1 号 (専決処分の承認)各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱につ
いて

5 開会

教育長より、開会を宣言。

6 議事の概要

議決事項

教 育 長 本日の議案中、議第24～26号は議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること、報第12号は、任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に関することに該当するため、非公開としたいと思います。非公開とすることに異議はありませんか。

全 委 員 異議なし。

教 育 長 では、当該案件については非公開とします。

議第24号 議会の議決を経るべき事件の議案について意見の申出に関すること

教 育 長 議第24号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育総務課長 (議第24号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第24号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第24号を原案通り承認いたします。

議第25号 議会の議決を経るべき事件の議案について意見の申出に関すること

教 育 長 議第25号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育総務課長 (議第25号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第25号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第25号を原案通り承認いたします。

議第26号 議会の議決を経るべき事件の議案について意見の申出に関すること

教 育 長 議第26号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター長 (議第26号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。議第26号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第26号を原案通り承認いたします。

議第27号 各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画の改定について

教 育 長 議第27号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

教育施設整備推進課長 (議第27号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 堀 委 員 学校の建替には10年近くの年月が必要とあるが、設計からという認識でよろしいか。

教育施設整備推進課長 設計の前段階である基本構想・基本計画を含めて10年を想定している。

教 育 長 他にご質問はないようですので、採決をいたします。議第27号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、議第27号を原案通り承認いたします。

報第12号 人事に関すること

(内容非公開)

報第13号 (専決処分の承認)各務原市特別支援教育推進連携協議会委員の委嘱又は任命について

教 育 長 報第13号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第13号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第13号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第13号を原案通り承認いたします。

報第14号 (専決処分の承認)各務原市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について

教 育 長 報第14号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第14号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

大 友 委 員 報第13号の各務原市特別支援教育推進連携協議会との関係性をお伺いしたい。

学校教育課長 法的根拠に基づいての上下関係はなく、それぞれ独立しているが、組織として連携をしている。

教 育 長 関係性の位置づけについては今後検討させていただく。

教 育 長 他にご質問はないようですので、採決をいたします。報第14号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第14号を原案通り承認いたします。

報第15号 (専決処分の承認)各務原市教育センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第15号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校教育課長 (報第15号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第15号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第15号を原案通り承認いたします。

報第16号 (専決処分の承認)各務原市少年センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第16号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 (報第16号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第16号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第16号を原案通り承認いたします。

報第17号 (専決処分の承認)各務原市少年センター補導委員の委嘱について

教 育 長 報第17号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

青少年教育課長 (報第17号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第17号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第17号を原案通り承認いたします。

報第18号 (専決処分の承認)各務原市図書館協議会委員の任命について

教 育 長 報第18号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

中央図書館長 (報第18号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第18号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第18号を原案通り承認いたします。

報第19号 (専決処分の承認)各務原市少年自然の家運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第19号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

少年自然の家所長 (報第19号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第19号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第19号を原案通り承認いたします。

報第20号 (専決処分の承認)各務原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第20号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター長 (報第20号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第20号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第20号を原案通り承認いたします。

報第21号 (専決処分の承認)各務原市学校給食センター物資選定委員会委員の委嘱について

教 育 長 報第21号を議題とします。担当課長の説明を求めます。

学校給食センター長 (報第21号について、資料により説明。)

教 育 長 説明が終わりました。質問はありませんか。

教 育 長 では、ご質問はないようですので、採決をいたします。報第21号を原案通り承認いただける委員の挙手をお願いします。

(全委員挙手)

教 育 長 全委員、異議なしと認め、報第21号を原案通り承認いたします。

7 閉会

教育長より、閉会を宣言。